



小売業者 (家電小売店) の役割



■排出者 (消費者) からの引取義務

小売業者は、次に掲げる場合において、引取義務があります。
ア.自らが過去に小売販売をした対象機器の廃棄物の引取りを求められたとき
イ.対象機器の小売販売に際し、同種の対象機器の廃棄物の引取りを求められたとき

■製造業者等 (家電メーカー等) への引渡義務

小売業者は、対象機器の廃棄物を引き取ったときは、原則として、その対象機器の製造業者等に引き渡します。

その他に小売業者がすることはなんでしょう？



■収集・運搬料金の公表

小売業者は、対象機器の廃棄物を引き渡すために行う収集及び運搬に関し、料金についてあらかじめ公表しなければなりません。

■管理票 (家電リサイクル券) の発行等

小売業者は排出者から廃家電を引き取る際に、家電リサイクル券を発行し、その管理票の写しを排出者に交付します。また、製造業者等より回付された家電リサイクル券は適正に管理・保管します。



製造業者等 (家電メーカー等) の役割



■小売業者 (家電小売店) からの引取義務

自らが製造・輸入した対象機器の廃棄物を引き取ります。

■再商品化等実施義務

引き取った対象機器の廃棄物について、再商品化等 (リサイクル) を行います。また、リサイクルの実施の際に、エアコンと冷蔵庫・冷凍庫に含まれる冷媒用フロン、冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンを回収して、再利用または破壊を行います。



指定引取場所とは？



指定引取場所とは、製造業者等が小売業者から対象機器の廃棄物を引き取る場所として、あらかじめ指定する場所のことで、全国に380ヶ所あります。指定引取場所は、対象機器の廃棄物のリサイクルが能率的に行われ、小売業者・市区町村等からの円滑な引渡しが確保されるように配置されています。

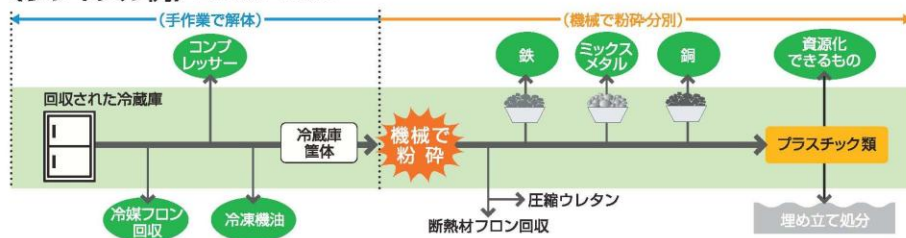


リサイクルプラントはどのくらいあるの？



製造業者等が再商品化等 (リサイクル) を実施する場所として、全国に48ヶ所の再商品化施設が設けられています (平成20年3月現在)。見学を受け入れているプラントもありますので、是非一度ご見学ください。

<リサイクル例> ■冷蔵庫・冷凍庫



廃家電の製造業者や輸入業者がわからない場合はどうしたらよいのですか？

廃家電のメーカーや輸入業者が不明の場合でも、対象家電4品目は家電リサイクル法の対象外となるわけではなく、指定法人がその役割を引き受けます。

指定法人とは、生産量または輸入量が所定の台数に満たない特定製造業者等 (直前3年間の総国内出荷台数がエアコン90万台・テレビ90万台・冷蔵庫45万台・洗濯機45万台未満の製造業者等) からの委託を受けた場合や、製造業者等の倒産などにより、その存在がわからない場合に、製造業者等に代わって廃家電のリサイクルを行うなどの業務を担っており、財団法人家電製品協会が指定されました。